

外国証券取引口座開設のお願い

東京エレクトロン株式会社(当社)と米国のApplied Materials, Inc.(以下、「アプライド マテリアルズ」)は、経営統合を予定しておりますが、2014年6月20日開催の定時株主総会において、「アプライド マテリアルズとの経営統合に伴う当社とTELジャパン合同会社との株式交換契約承認の件」をご承認いただきました。

当社の株主の皆さま(経営統合の効力発生日^(注1)直前の基準日現在の株主の皆さま)には、当社の普通株式1株に対し両社の親会社となるオランダに設立された統合持株会社の普通株式3.25株を交付させていただく予定です。また、当社の普通株式は上場廃止となりますが、統合持株会社の普通株式は米国Nasdaq市場^(注2)での上場に加え、東京証券取引所においても「外国株式」として上場される予定です。これに伴い、株主の皆さまにおかれましては、お取引先の証券会社^(注3)において「外国証券取引口座」の開設状況をご確認いただき、未開設の場合には所定の開設手続きをしていただけますようお願い申し上げます。

お取引先の証券会社に「外国証券取引口座」を開設されていない場合、または、証券会社等のお取引をされていない株主の皆さまにおかれましては、東京証券取引所における統合持株会社普通株式の市場売買、株主総会等に係る資料の配布や配当金のお支払いに支障をきたす可能性がございますので、事前に証券会社^(注3)において「外国証券取引口座」を開設していただくようお願い申し上げます。なお、すでに「外国証券取引口座」を開設されている場合は、あらためて口座を開設していただく必要はございません。

外国証券取引口座に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

(1) 外国証券取引口座をお持ちの株主さま	お取引先の証券会社にお問い合わせください。
(2) 外国証券取引口座をお持ちでない株主さま	お取引先の証券会社にお問い合わせください。
(3) 三井住友信託銀行の特別口座で当社株式を保有されている株主さま	三井住友信託銀行 証券代行部  0120-782-031 (フリーダイヤル) 【受付時間】9:00～17:00(土日祝日を除く)

統合持株会社の普通株式の取扱いに係る事務手続きにつきましては、次ページ以降に記載しております。なお、以下の記載は、今後変更される可能性がございますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

(注1) 効力発生日は2014年9月24日を暫定的な予定としておりますが、米国その他の国における適用ある競争法に基づく関係当局の承認等を条件としており、今後変更される可能性があります。

(注2) Nasdaq(National Association of Securities Dealers Automated Quotation System)は、The NASDAQ OMX Group, Inc.が管理・運営する株式市場です。

(注3) 国内上場外国株式の取扱いのある証券会社に限ります。

外国証券取引口座の所有状況をご確認ください

証券会社に当社株式をお預けですか？

↓ はい

お取引先の証券会社で当社株式を保有されている場合

↓ いいえ

当社が開設した三井住友信託銀行の特別口座で当社株式を保有されている場合

↓ わからない

証券会社で「外国証券取引口座」を開設されていますか？

※ 証券総合取引口座の開設時に「外国証券取引口座」も併せて開設されている場合がございますので、「外国証券取引口座」の開設状況をお取引先の証券会社にご確認ください。

↓ はい

特段のお手続きは不要です。経営統合の効力発生日の翌営業日に本統合持株会社の株式が割り当てられる予定です。

P3のA1
(1)へ
お進みください。

↓ いいえ

「外国証券取引口座」の開設が必要です。「外国証券取引口座」の開設手続きにつきましては、お取引先の証券会社にお問い合わせください。

P3のA1
(2)へ
お進みください。

↓

「特別口座から一般口座への口座振替のご案内」をご参照の上、当社普通株式の一般口座への振替を行い、かつ、振替先の口座で「外国証券取引口座」の開設をお願いいたします。具体的な手続きにつきましては三井住友信託銀行にお問い合わせください。

P3のA1
(3)へ
お進みください。

↓

三井住友信託銀行へお問い合わせください。

統合持株会社の普通株式の取扱いに係る事務手続きに関するQ&A



統合持株会社株式は、どのようにして交付されますか？



当社株式の保有状況や、お取引先の証券会社における「外国証券取引口座」の有無によって、お取扱いが異なります。証券総合取引口座の開設時に「外国証券取引口座」も併せて開設されている場合がございますので、「外国証券取引口座」の開設状況をお取引先の証券会社にご確認ください。

(1) 証券会社^(注1)に「外国証券取引口座」を開設されている場合

統合持株会社株式は、外国株式として東京証券取引所に上場されますので、経営統合の効力発生日の翌営業日に、経営統合契約に従い算出された株式数が株主さまの証券口座に割り当てられる予定です。^(注2)

(2) 証券会社に「外国証券取引口座」を開設されていない場合

経営統合契約に従い算出された株式数につき、統合持株会社の株式が割り当てられる予定^(注3)ですが、東京証券取引所での市場売買のためには所定の手続きが必要となります。また、統合持株会社の株主名簿への登録手続きを別途行っていただく可能性があるほか、株主總會等に係る資料の配布や配当金のお支払いに支障をきたす可能性があります。**証券会社^(注1)へのお申出により、あらかじめ「外国証券取引口座」を開設された場合は、経営統合の効力発生日の翌営業日に、「外国証券取引口座」において統合持株会社株式の割り当てを受けることが可能となる予定ですので、「外国証券取引口座」の開設をお願いいたします。**

(3) 三井住友信託銀行の特別口座で株式を保有されている場合

経営統合契約に従い算出された株式数につき、統合持株会社の株式が割り当てられる予定^(注3)ですが、東京証券取引所での市場売買のためには所定の手続きが必要となります。また、統合持株会社の株主名簿への登録手続きを別途行っていただく可能性があるほか、株主總會等に係る資料の配布や配当金のお支払いに支障をきたす可能性があります。**三井住友信託銀行および証券会社^(注1)へのお申出により、あらかじめ当社普通株式の一般口座への振替を行い、かつ、振替先の口座で「外国証券取引口座」を開設された場合は、経営統合の効力発生日の翌営業日に、「外国証券取引口座」において統合持株会社株式の割り当てを受けることが可能となる予定ですので、お手続きをお願いいたします。なお、詳細につきましては、「特別口座から一般口座への口座振替のご案内」をご覧ください。**

また、特別口座に記録されている名義人が実際の当社株主さまと異なる場合には、別途手続きが必要となりますので、三井住友信託銀行にお問い合わせください。

(注1) 国内上場外国株式の取扱いのある証券会社に限ります。

(注2) 株主の皆さまにおかれましては、統合持株会社株式につき、統合持株会社の株主名簿に直接記録する、または米国の代理人を通じた株式保有を選択することも可能となる予定ですが、この場合東京証券取引所での市場売買のためには所定の手続きが必要となります。これらの方法を希望される株主さまにおかれましては、三井住友信託銀行にお問い合わせ下さい。これらの方法へのご希望をいただかなかった株主さまにおかれましては、東京証券取引所での売買を前提とした「外国証券取引口座」への記録をご選択されたものとして取り扱わせていただきます。

(注3) 統合持株会社の株主名簿に直接記録されることとなりますが、米国の代理人を通じた株式保有を選択することも可能となる予定です。

統合持株会社の普通株式の取扱いに係る事務手続きに関するQ&A



Q2

東京エレクトロン株式は、上場廃止になるのですか？



A2

当社株式は、東京証券取引所で上場廃止となる予定ですが、統合持株会社の普通株式は米国Nasdaq市場への上場に加え、東京証券取引所においても「外国株式」として上場される予定です。東京証券取引所の上場廃止日は、経営統合の効力発生日の確定状況を踏まえて、東京証券取引所が決定し、原則として、株式交換の効力発生日の3営業日前に設定される予定です。



Q3

現在所有している東京エレクトロン株式に対して交付される統合持株会社の普通株式の売買単位、取引通貨等はどうなるのですか？



A3

現在所有されている当社株式に対して交付される統合持株会社の普通株式に関しましては、東京証券取引所の「外国株式」としての上場後、株式交換の効力発生日の翌営業日もしくは翌々営業日から、1株単位で日本円での市場売買が可能となる予定です。



Q4

統合持株会社株式の割当株式数に、1株未満の端数が生じた場合、どうなるのですか？



A4

経営統合に伴う株式交換の結果生じる1株未満の端数となる株式は発行されず、端数調整金として、各株主さまの端数相当分に応じて金銭を日本円でお支払いいたします。端数相当分に係るお支払いの方法および時期につきましては、詳細が決まり次第、別途、当社ウェブサイト等でご案内申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部



0120-782-031 (フリーダイヤル)

【受付時間】9:00～17:00(土日祝日を除く)